

## 委 託 事 業 実 施 要 領

### 1 目 的

愛媛県内の大気、公共用水域水質・底質、土壌のダイオキシン類の濃度を測定し、環境中の状況を把握することを目的とする。

### 2 期 間

契約日から令和5年3月17日まで

### 3 委 託 内 容

#### (1) 調査の内容

##### ① 試料採取

大気、公共用水域水質・底質、土壌

試料採取は、県立会いのもと実施することとする。日程については、事前に県担当者と協議のうえ、計画を作成することとする。水質の採取に当たっては、試料採取日の前日に県担当者に試料採取の可否を相談すること。  
なお、海域部分の公共用水域水質・底質の採取は、県が手配する船で実施すること。

##### ② 分 析

大気、公共用水域水質・底質、土壌中のダイオキシン類

#### (2) 調査場所等

別表1から4のとおり。

#### (3) 試料採取及び分析の方法

##### ① 大気

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル 令和4年3月 環境省水・大気環境局総務課大気環境課」に定める方法。

〔試料採取方法は、100 L/min程度の中流量で7日間の連続採取とする。〕

##### ② 水質

日本産業規格 K0312 に定める方法

##### ③ 底質

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル 令和4年3月 環境省水・大気環境局水環境課」に定める方法。

##### ④ 土壌

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル 令和4年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課」に定める方法。

### 4 精度管理

委託事業の実施に当たっては、「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」を遵守すること。

### 5 報 告

分析結果については、令和5年3月17日までに報告するものとする。

ただし、環境基準値を超える測定結果が得られたときは、すみやかに報告すること。

なお、測定結果については、別途配布する「常時監視ダイオキシン類測定データ報告システム」に入力すること。

### 6 その他

詳細については、県の指示によること。

## 調 査 地 点

別 表 1

### 大 気 環 境 調 査 場 所 等

測 定 地 点	所 在 地	回 数
四国中央市福社会館 (県四国中央庁舎)	四国中央市三島宮川 4-6-55	2
若宮公民館	新居浜市新田町 1-8-37	2
農村環境改善センター	西条市小松町大頭甲 1045-1	2
今治療護園	今治市町谷甲 756-1	2
市立双岩小学校	八幡浜市若山 3 番耕地 167 番地	2
特別養護老人ホーム光来園	宇和島市保田甲 806	2

・ 試料採取時期は、夏季及び冬季とする。

別 表 2

### 公 共 用 水 域 水 質 調 査 場 所 等

水 域 名	測 定 地 点	地 点 番 号	回 数
広江川 (西条市)	広江川	238-1	2
仁淀川水系 (久万高原町)	仕出	14-4	1
阿島川 (新居浜市)	阿島川	253-1	1
惣川 (愛南町)	惣川	254-1	1
新居浜海域	新居浜海域 S T-4	610-4 A 類型	1
伊方海域	伊方海域 S T-4	631-5 A 類型	1
宇和島海域	吉田海域 S T-3	631-20 A 類型	1

・ 試料採取時期は、上期とする (ただし、広江川の調査は次のとおりとする。)

・ 広江川の水質の調査は、2回実施することとし、試料の採取時期は、5月及び冬季とする。

## 別 表 3

## 公 共 用 水 域 底 質 調 査 場 所 等

水 域 名	測定地点	地点番号	回数
広江川（西条市）	広江川	238- 1	1
仁淀川水系（久万高原町）	仕出	14- 4	1
阿島川（新居浜市）	阿島川	253- 1	1
惣川（愛南町）	惣川	254- 1	1
新居浜海域	新居浜海域 S T- 4	610- 4 A 類型	1
伊方海域	伊方海域 S T- 4	631- 5 A 類型	1
宇和島海域	吉田海域 S T- 3	631-20 A 類型	1

- ・ 試料採取時期は、上期とする（ただし、広江川の調査は次のとおりとする。）。
- ・ 広江川の底質の調査は、水質調査と異なり 1 回とする。試料の採取時期は、5 月に実施する調査と同時に行うこと。

## 別 表 4

## 土 壌 調 査 場 所 等

測 定 地 点	住 所	回数
鹿ノ子池公園	今治市町谷乙 13 番地 1	1
八幡浜市立双岩小学校	八幡浜市若山 3 番耕地 167 番地	1
石丸公園多目的広場	宇和島市祝森乙 266 番地 4	1
南新川児童公園	伊予市下吾川 1720 番地 1	1
大洲市立三善小学校	大洲市春賀甲 1888 番地	1
内子町立内子中学校	内子町内子 2789 番地	1

- ・ 試料採取時期は、下期とする。